第 1084 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 6月 4日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤相続人の順位

Q：先日父がなくなりました。遺書はなく、これから遺産分けについて親類の者を含めて話し合うことになりますが、法律上の相続人のことについて教えてください。

A：被相続人が死亡した場合に、誰が遺産を承継できるか、つまり、相続人になれるのは誰かということは民法で定められています。

【解説】

相続人の範囲について民法は、被相続人と血のつながりがあることにより相続権が認められる「血族相続人」と、配偶（夫婦）関係にあることにより相続権が認められる「配偶相続人」とに区分しています。

配偶相続人は常に相続人となりますが、被相続人が夫の場合は妻、被相続人が妻の場合は夫ですから、複数になることはありません。

これに対し、血族相続人はさまざまな者が関係し、誰がどの順位で相続するかが問題になります。そこで民法は、相続人となる順位を次のように定めています。先順位の者がいる場合には後順位の者に相続権はありません。

(1)第１順位‥直系卑属。一般には子供ですが、子供が相続開始前に死亡したり、相続欠格や廃除により相続権を失ったときはその子供などが代襲相続人になります。なお、胎児も相続人になれます。

(2)第２順位‥直系尊属（両親、祖父母）
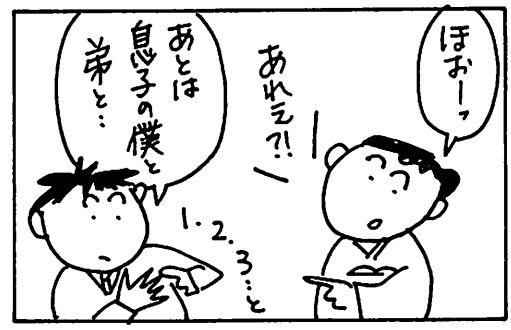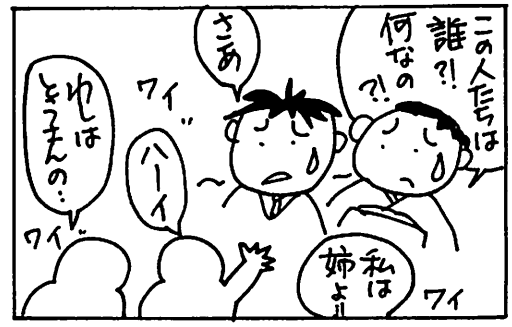
(3)第３順位‥兄弟姉妹。兄弟たちが被相続人より以前に死亡していたり相続欠格などにより相続権を失ったケースでは、代襲相続人のおいやめいが相続人に繰り上がります。